

居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給について

住宅改修とは

要介護者・要支援者（以下要介護者）が実際に居住する住宅について住宅改修を行う場合、要介護者等の心身及び住宅の状況から必要と認めた改修工事に限り、改修する前に市へ書類を提出（事前申請）すれば、その一定範囲の費用が介護保険から支給されます。

対象となる住宅改修

- 1 手すりの取り付け
- 2 段差の解消
- 3 滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更
- 4 開き戸から引き戸等への扉の取替え
- 5 和式から洋式への便器の取替え
- 6 その他これらの各工事に付帯して必要な工事

利用限度額

- ・住宅改修をしたとき、20万円を上限に改修費用の9割～7割が支給されます。（原則1回限り）。自己負担は、1～3割です。
- ・改修費用が20万円を超える場合は、超えた分については全額自己負担となります。
- ・1回の改修で20万円を使い切らず、数回に分けて使うこともできます。
- ・引っ越しをした場合（新築を除く）や要介護度が大きく上がった場合は、再度給付を受けることができます。

自己負担割合について

要支援又は要介護認定者に、介護サービスを利用する際の自己負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」を交付しております。

●介護保険サービスは、皆さまから納められた保険料や税金を財源としています。適正な介護保険サービスの利用につきましてご理解・ご協力をお願いいたします。

手続きの流れ（事前と事後の申請が必要です）

相談 ○ケアマネジャーや市の窓口相談する。

改修内容の決定・改修業者の選定

○複数事業者からの見積書を取り、業者を決定してください。

事前申請 ○工事を始める前に、市の窓口に必要な書類を提出します。

【申請書類】

- ・支給申請書
- ・住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャー等が作成）
- ・工事着工前の写真（日付入り）

※改修後の予定の状態が確認できるよう写真に赤線等で記載すること

- ・工事費の見積書（宛名は被保険者氏名のもの）

※見積もりに係る標準様式で提出すること（市ホームページに添付あり）

- ・平面図（工事予定後の状況を記載し、本人の生活動線（赤線）を記入）
（必要時）
- ・住宅所有者の承諾書
- ・退院前・退所前の場合は、「住宅改修事前承認願」

※提出書類について、当課において保険給付として適切な改修かどうかの確認を行います。

工事・着工 ○市から、着工の許可が下りてから着工します。

○工事内容を変更する際は、着工前に担当ケアマネジャーを介して、市への相談が必要です。

工事・支払い ○住宅改修費用を事業者にいったん全額支払います。

事後申請 ○改修工事後、市の窓口へ支給申請のための書類を提出します

【申請書類】

- ・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修完成報告書
- ・領収書（被保険者宛のもの）
- ・改修工事後の写真（日付入り）
- ・工事費内訳書